

特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書

現在、国会において審議中の「特定秘密の保護に関する法律案」では、「特定秘密」の対象になる情報は、「防衛」、「外交」、「特定有害活動防止」及び「テロ活動防止」の4分野に関する事項としている。その内容は、「漏えいが国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」としているが、その範囲が広く、曖昧で、どんな情報でも「特定秘密」に指定することができる可能性があることや、さらに、「その他重要な情報」に何が秘密に指定されるかわからないなどの不安が県民から指摘されている。

特に、米軍基地と隣り合わせで生活する沖縄では、秘密の対象となる「防衛秘密」や「外交秘密」と深くかかわり、影響を最も受けやすい地域として危惧され、県民がみずからの生命財産を守るための実態把握さえもできなくなり、憲法で保障された権利が制限されることになる。

情報は国民の財産であり知恵である。今、重要なことは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。

本法案は現在、公務員を主な対象としていても、秘密の保護に重点を置く限り、対象は全国民に広がり重罰化していくことも考えられる。国民の知る権利を揺るがす重要法案を衆議院で審議入りからわずか2週間でまとめたことは、成立ありきの審議と言わざるを得ない。

よって、国民の知る権利、表現の自由を守る立場から特定秘密保護法案の慎重審議を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月5日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
少 子 化 対 策 担 当 大 臣		